

試験における不正行為者の処分に関する法学部細則

(1991年11月19日 法学部教授会決定)

(2005年10月12日、2008年9月16日、2009年2月4日

2011年11月9日法学部運営委員会改定)

第1条(適用対象)

本細則において「試験」とは、筆記試験、論文考査（レポート等）を指し、以下を対象とする。

①法学部設置科目における試験

②他箇所設置科目における試験

③他大学設置科目における試験

④その他、単位修得のために必要とされる、学内外において実施される試験等

第2条(不正行為者の処分)

1. 当該学期に登録した科目の試験において、以下に例示する行為その他の故意に試験の公正を害しようとする行為(以下「不正行為」という)を行った者は、教授会の議決により停学とし、その期間は6ヶ月を超えることはできない。

①他人の身代わりとなって受験し、または他人を自己の身代わりとして受験させること。

②不正使用の目的をもって作成された文書等を試験場に持ち込むこと。

③使用が許可されていない参考書・ノート等を参照すること。

④机等に不正な書き込みをして受験すること。

⑤他人の答案用紙と交換すること。

⑥他人の答案またはレポート等を筆写し、または筆写させること。

⑦私語・動作等によって不正な連絡を試みること。

⑧答案用紙の破棄・偽名の記入等により答案整理を混乱させようとする事。

⑨剽窃行為によりレポート等を作成すること。

⑩その他、試験の公正を害すると認められる行為。

2. 対価を得て不正行為を行った者、不正行為を2回以上行った者などの著しく悪質な不正行為者は、無期停学または退学とすることができる。

3. 不正行為が偶発的かつ軽微なものであって、改悛の情が顕著であると認められる者は、教授会の議決による譴責または学部長による戒告とすることができる。学部長が戒告を行った場合には、これを教授会に報告する。

第3条(成績の評価)

1. 前条に定める不正行為を行った者については、不正行為が行われた時点で履修している全ての科目の評価を無効(G)とする。

2. 前条第3項に該当する者については、教授会の決定により、当該試験科目の評価のみを無効(G)または欠席(H)とすることができる。

第4条(処分の通知・公表)

本細則による処分は、これを本人および保証人に通知し掲示により公表する。ただし、不正行為者の氏名は公表しないことができる。

付則

1. 本細則は、2011年度秋学期試験から適用する。

以 上
早稲田大学法学部